

奈井江町の健全化判断比率等を公表します

財政健全化法では、毎年度、決算に基づいて「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民の皆さんに公表することになっています。

奈井江町の令和7年度決算に基づく比率は、いずれも基準を下回り、健全な財政状況であることを示しています。

■奈井江町の健全化判断比率

区 分	奈 井 江 町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	59.7%	350.0%	

※赤字額がない場合、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

■奈井江町の資金不足比率

区 分	奈 井 江 町	経営健全化基準
奈井江町立国民健康保険病院事業会計	7.2%	20.0%
奈井江町下水道事業会計	—	20.0%

※資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示しています。

用語の説明

- 実質赤字比率** …… 一般会計の赤字の程度を示す比率で、標準財政規模（人口、面積等から算定する標準的な年間収入）に対する赤字額の割合です。
- 連結実質赤字比率** …… 一般会計だけではなく、特別会計等（国保、後期高齢、下水、病院）を含めた町全体における赤字の程度を示す比率で、標準財政規模に対する赤字額の割合です。
- 実質公債費比率** …… 一般会計が負担する借入金の返済額（公営企業会計や加入する団体の返済額も含みます）の標準財政規模に対する割合です。
- 将来負担比率** …… 一般会計が将来的に負担することが見込まれる負債等の標準財政規模に対する割合です。
- 資金不足比率** …… 公営企業会計（下水道、病院）の事業資金の不足額が、事業規模（料金収入等）に対してどの程度あるかを示す割合です。